



発行所
 一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 2-9-11 特ビル2F
 TEL 045-433-5221
 FAX 045-433-8403
 URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>

(一社)神奈川青色申告会

令和2年分 年末調整における主な改正点

1 給与所得控除に関する改正

給与所得控除額が次の表のとおり改正されました。

| 給与の収入金額 (A) | 給与所得控除額 | |
|---------------------|-------------------|-------------------|
| | 改正後 | 改正前 |
| 162万5,000円以下 | 55万円 | 65万円 |
| 162万5,000円超 180万円以下 | (A) × 40% - 10万円 | (A) × 40% |
| 180万円超 360万円以下 | (A) × 30% + 8万円 | (A) × 30% + 18万円 |
| 360万円超 660万円以下 | (A) × 20% + 44万円 | (A) × 20% + 54万円 |
| 660万円超 850万円以下 | (A) × 10% + 110万円 | (A) × 10% + 130万円 |
| 850万円超 1,000万円以下 | 195万円 | 220万円 |
| 1,000万円超 | | |

2 基礎控除及び

所得金額調整控除に関する改正

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。また、子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除が創設されました。詳しくは、本紙3面をご覧ください。

| 合計所得金額 | 基礎控除額 | |
|--------------------|-------|------------------|
| | 改正後 | 改正前 |
| 2,400万円以下 | 48万円 | 38万円 (所得制限なし) |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 32万円 | |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 16万円 | |

3 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設

上記の改正に伴い、それぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が新たに設けられ、年末調整において基礎控除又は子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までにそれぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

4 ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

所得者がひとり親（現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。以下同じです。）である場合には、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円を控除することとされました。

- イ その人と生計を一にする子を有すること。
- ロ 合計所得金額が500万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦（寡夫）控除がひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されました。

- イ 扶養親族を有する寡婦について、上記(1)ロの要件が追加されました。
 - ロ 上記(1)ハの要件が追加されました。
- また、「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特例が廃止されました。

※詳しくは国税庁ホームページ「令和2年分年末調整のしかた」をご参照ください。

◎ 来年の確定申告指導会では記帳指導は行いませんので記帳をはじめご不明な点は年内に解消しましょう

- ・ 新たに開業された方や青色申告を初めて行う方
- ・ 10万円以上の資産(車、機械、建物、工事など)を入れ替え又は新たに取得した方
- ・ 合計残高試算表が合わない方
- ・ 仕訳が分からない取引がある方
- ・ 税制改正点を確認したい方
- ・ 例年確定申告時期に一度の来所で完了しない方

特に次のような方は是非ご相談にお越しください。

来年の確定申告指導会にて少しでも三密を避けるために、9月から引き続き行っております記帳確認指導会を有効に利用していただき年内中に不明な点や帳簿の点検等をおこなしましょう。

未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況を踏まえ令和2年分の確定申告指導会に向けて、早めの事前準備にご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記帳確認・ご不明な点のご相談は年内お早めに!

マイナンバーカードを申請しよう！

当会ではマイナンバーカード（電子証明書）による電子申告e-Tax（イータックス）を推奨しています。是非マイナンバーカードの申請をお願いいたします。

■郵送による申請方法

通知カードに添付されている交付申請書には、住所や名前等が予め記載されています。作成日と署名を記入し、押印のうえ顔写真を貼付し、下記送付先まで郵送してください。

【郵送による申請の送付先】

〒219-8650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター 宛

■お住まいの区の区役所での申請方法

必要書類（下記参照）を持ってご本人がお住まいの区の区役所戸籍課に来庁ください。

■持ち物【申請者ご本人が来庁される場合】

- 通知カード
- 顔写真（縦4.5cm、横3.5cm）
- 住民基本台帳カード（交付を受けている方のみ）
- 本人確認書類（原則2点以上）

※詳しくは横浜市HP又はお住いの区役所にお問い合わせください。

■その他の申請方法

パソコンやスマートフォンで申請用webサイトにて申請できます。まちなかの証明写真機からでも申請できます。いずれも交付申請書のQRコードを使うと便利です。

また横浜市では平日夜間土日でも申請できる臨時申請窓口も開設しておりますのでご利用ください。※詳しくはマイナンバーカード総合サイトまたは横浜市臨時申請窓口で検索してください。

税を考える週間

「小学生の税の書道展」



神奈川県税務署及び管内関係民間団体による「小学生の税の書道展」を左記の通り開催いたします。

本年も提出された力作の中から選出された作品を展示しておりますので是非、お立ち寄りください。

展示期間：令和2年11月11日（水）～17日（火）
展示場所：キュービックプラザ新横浜

第2期分予定納税の

納期と減額申請

第2期納期は11月30日迄です。

廃業、休業又は業績不振等の理由により、前年並みの税額が発生しない事が明らかであれば、減額の申請を行うことができます。
10月31日の現況で12月31日までの所得金額と税額を見積り、11月16日までに「予定納税額の11月減額申請書」を提出します。

減額申請に必要なもの

- 令和2年分予定納税通知書
- 令和2年分の仮決算書
- 令和元年分確定申告書・決算書の控
- 印鑑

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします！

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

TEL 050-5541-7171（共済相談室）



加入・辞書のご質問はこちらをタップ
24時間いつでも
チャットで質問可能です
小規模企業共済



Be a Great Small
中小機構

神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.31)

令和2年分の所得税確定申告から
「所得金額調整控除」が創設されます。



税子先生

令和2年分から、働き方改革の一環として、給与所得控除及び公的年金控除の金額を一律10万円減額して、基礎控除額を10万円増額(38万円→48万円)したほか、給与所得控除限度額は、220万円から195万円に引き下げられたのよ。

それだと、給与と年金が両方あると、負担が増えそうだけど、大丈夫なの？



軽子ちゃん



税子先生

そうした負担が増えないように、「①子育て等に配慮する観点から、給与所得を有する一定の者」と「②給与所得、年金所得のいずれも有する者」のために、「所得金額調整控除」が創設されたのよ。

○所得金額調整控除の概要

所得金額調整控除を受けるための要件や控除額の計算は、次のとおりです。
算出した控除額は給与所得の金額から差し引かれます。

| | 控除の要件 | 控除額の計算 |
|---|--|--|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ○給与の収入金額が850万円を超えていること ○次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・23歳未満の扶養親族(※1)を有すること ・あなたが特別障害者であること ・特別障害者である同一生計配偶者(※2)又は扶養親族(※1)を有すること | $(\text{給与の収入金額}(\text{※3}) - 850 \text{万円}) \times 10\%$ = 所得金額調整控除額【最高15万円】 |
| ② | 給与所得と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えていること | $(\text{給与所得の金額}(\text{※4}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}(\text{※4})) - 10 \text{万円} = \text{所得金額調整控除額【最高10万円】}$ |

※1 扶養控除の対象となる扶養親族をいいます。

※2 居住者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者及び白色事業専従者を除く)で、合計所得金額が48万円以下である方をいいます。

※3 給与の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とします。

※4 10万円を超える場合は、10万円とします。

税理士による 無料 税務相談会 (毎月第1火曜日)

●日 程
11月 10日 (火)



●会 場 本部事務局 3F
●相談受付時間 13時～15時
●予約電話番号 045-433-5221

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。
事前にお電話いただきますようお願いいたします。

港北出張所開設日 (毎週月曜日開設)

※12月から月・木曜日の開設日となります。

●予約電話番号 045-433-5221

●相談受付時間 10時～11時・13時～14時

●開設日(予約制)
11月 2日(月)・9日(月)・16日(月)・30日(月)
12月 3日(木)・7日(月)・10日(木)・14日(月)
17日(木)・21日(月)・24日(木)

今(この)とき

9月 1日～30日

記帳確認指導会

無料税務相談会

八者会定例会議

記帳指導受託事業web会議

生活習慣病健診(神奈川公会堂)

28日

・29日

生活習慣病健診(加瀬ビル新横浜)



●事務局より

事務局休業のお知らせ

11月20日(金)は、職員会議のため12時までの業務とさせていただきます。ご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。

事務局リキヨビル改修工事のお知らせ

この度、リキヨビル1階、4階、5階の改修工事を実施することになりました。改修工事は令和2年12月末まで予定されています。尚、当会事務局は通常通り営業しておりますので、ご来所いただけます。工事期間中は皆様には何かとご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解・協力の程お願い申し上げます。

会費振替のお知らせ

次回の会費引落日は・・・

12月28日(月)

です。

ご指定の預金口座からの振替となりますので、振替日の前日迄に預金残高をご確認下さる様宜しくお願いいたします。

「2020 ふるさと港北ふれあいまつり」は オンライン開催!

港北区が例年開催している区民まつり「ふるさと港北ふれあいまつり」は、今年度、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、オンラインで開催します。当会も出展しておりますので是非ご覧ください!

開催期間: 2020年11月3日(火・祝)から
11月23日(月・祝)まで

※コアデイ: 11月14日(土)
(生配信を予定しております。)

- 主な内容: ①区内の生徒・児童などによる部活動などの発表動画配信
②区内団体のPR、オリジナルコンテンツの配信
③参加型プレゼント抽選の実施

参加方法等: 詳細が決定し次第、随時港北区役所ホームページ等でご案内します。

| 項目 | 内容 | 給付しない時 |
|---------|---|--------------------------------|
| 1. 対象者 | 正会員又はその家族で入会し3年以上の方に限ります。 | 準会員には給付しません。 |
| 2. 届出方法 | 給付の事由が発生したら原則として10日以内に班長又は事務局へご連絡下さい。 | 所定の手続きをして会費が相当と認めないと給付しません。 |
| 3. 給付内容 | | |
| ①結婚祝金 | 正会員本人が結婚した時に10,000円給付します。 | 再婚の時は給付しません。 |
| ②出産祝金 | 正会員又はその配偶者が出産した時にお子様1人に5,000円給付します。 | ご夫婦とも会員の時はどちらか一方のみに給付します。 |
| ③火災見舞金 | 正会員の営業所・隣接する倉庫工場が全焼の時は30,000円給付します。全焼以外の時は被害程度に応じて算定の上給付します。 | 火災原因が正会員及び家族の故意の場合地震の時は給付しません。 |
| ④弔慰金 | 正会員死亡の時 10,000円を給付 配偶者死亡の時 5,000円を給付 専従者死亡の時 5,000円を給付 | |

当会では会員の皆様へ福利厚生の一環として、お祝い金・お見舞金・弔慰金を給付しております。

慶弔見舞金のお知らせ